

# マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

## 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社
拠点の所在地	大阪府大阪市西区靱本町1丁目7番17号 ラシーヌ四ツ橋10F

※平成29年6月1日現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
83	15	10,471円	8,071円	22.9%

### ●マージン率とは

派遣先より株式会社オネスティーに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

### ●マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)、 登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法定手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇比喩、 会社運営経費を差し引いた利益	

## 2. 教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・人材派遣のシステム(基礎)
- ・各種PC研修